

船舶事故等調査報告書

平成26年11月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013広第178号
事故等種類	衝突（えい航索）
発生日時	平成25年10月11日 06時00分ごろ
発生場所	広島県広島市 ^{にの} 似島南南西方沖 広島県 ^{えたじま} 江田島市所在の ^{あんどう} 安渡島灯台から真方位032° 1,400m 付近 (概位 北緯34° 17.2′ 東経132° 24.8′)
事故等調査の経過	平成25年10月15日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 ^{ヨン ホン} YONG HONG 9（カンボジア王国籍）、2,976トン 9571337（IMO番号）、SHANDONG YONGHONG SHPG CO LTD B 引船 ^{かづえい} 一栄丸、9.7トン 270-35935広島、有限会社木葉曳船
乗組員等に関する情報	A 船長A（中華人民共和国籍）、免状不詳 B 船長B、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	A 不詳 B えい航索が切断
事故等の経過	A船は、似島南南西方沖を約9.5ノット（kn）の対地速力で北東進中、平成25年10月11日06時00分ごろ船首部とかき筏 ^{しかだ} をえい航していたB船のえい航索とが衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、操舵室の椅子に腰を掛け、かき筏4台をえい航して似島南南西方沖を手動操舵で北西進した。 船長Bは、B船を右方に見るA船が避けると思って航行を続けたところ、A船が接近したので、サーチライトをA船に向けて照らしたが、B船のえい航索とA船とが衝突した。 (付表1 A船のAIS記録（抜粋） 参照)
気象・海象	気象：天気 雨、風向 南西、風力 3 海象：潮汐 下げ潮の末期 日出時刻：06時12分ごろ
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	A 不明、B あり A 不明、B なし A 不明、B なし A船は、似島南南西方沖を北東進中、かき筏をえい航していたB船

	<p>のえい航索と衝突したものと考えられるが、船長Aから情報が得られなかったため、衝突に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>B船は、似島南南西方沖でかき筏をえい航して北西進中、B船を右方に見るA船が避けるとして航行を続けたことから、A船が接近したので、サーチライトをA船に向けて照らしたが、B船のえい航索とA船とが衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、似島南南西方沖において、A船が北東進中、B船がかき筏をえい航して北西進中、A船とB船のえい航索とが衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常時適切な見張りを行うこと。

付表 1 A船のAIS記録(抜粋)

時刻 (時:分:秒)	北緯 (° -' -")	東経 (° -' -")	船首方位 (°)	対地針路 (°)	対地速力 (kn)
05:45:06	34-16-04.1	132-22-27.0	073	067.2	8.3
05:46:06	34-16-06.5	132-22-36.5	076	075.9	8.4
05:47:06	34-16-08.8	132-22-46.5	072	072.5	8.6
05:48:08	34-16-11.6	132-22-56.4	062	066.9	8.8
05:49:17	34-16-16.7	132-23-06.9	058	056.7	8.9
05:50:06	34-16-20.9	132-23-14.7	056	055.0	9.1
05:51:06	34-16-26.0	132-23-23.9	058	057.4	9.2
05:52:16	34-16-31.8	132-23-34.9	057	056.8	9.3
05:53:07	34-16-36.0	132-23-42.8	059	057.9	9.4
05:54:07	34-16-41.1	132-23-52.4	059	057.1	9.5
05:55:16	34-16-47.0	132-24-03.7	059	056.7	9.5
05:56:07	34-16-51.2	132-24-11.9	063	060.9	9.5
05:57:16	34-16-56.4	132-24-23.2	063	063.7	9.5
05:58:07	34-17-00.7	132-24-31.6	053	056.3	9.4
05:59:07	34-17-06.8	132-24-39.9	042	043.3	9.2
06:00:26	34-17-16.0	132-24-48.3	041	034.9	8.0
06:01:03	34-17-19.6	132-24-51.7	059	044.4	7.3

(注) 船位は、船橋上部に設置されたGPSアンテナの位置である。